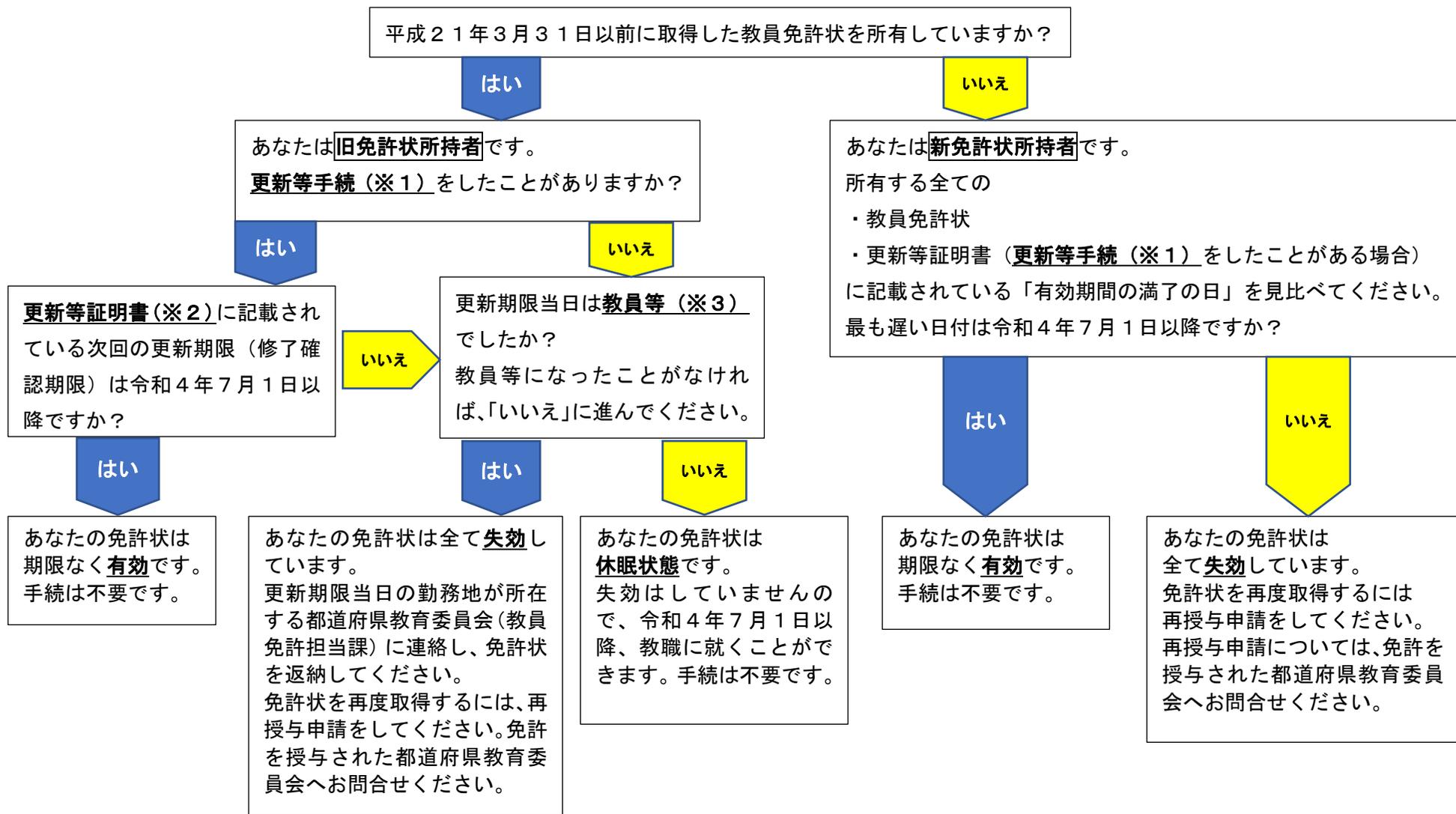


令和4年7月1日以降の教員免許状の有効性 確認フローチャート



※1 更新手続とは、教員免許更新制に基づく、更新・延期・延長・免除・回復のいずれかの手続をいいます。

※2 更新・延期・延長・免除・回復の手続を完了した際に、都道府県教育委員会から証明書が発行されています。

※3 教員等とは、更新義務がある方を指します。校長・副校長、園長・副園長、教頭、主幹（養護・栄養）教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、保育教諭、助教諭、助保育教諭、養護助教諭、講師（常勤・非常勤講師）、教育委員会職員のうち免許管理者（教育委員会）が定める者、教育職員として任命された者で人事交流等により他の機関に勤務する免許管理者が定める者が含まれます。